

市議会文教厚生委員会資料
令和元年11月14日 市民部生活環境課 保健福祉部介護長寿課

## 新治地方広域事務組合からの土浦市の脱退に伴う 組合規約の変更について

### 1. 土浦市の脱退の理由

平成21年12月28日に締結しました「かすみがうら市、石岡市、土浦市における新治地方広域事務組合事務事業に関する協定書」が、令和2年3月31日をもって満了します。土浦市は、土浦市清掃センターの基幹的施設更新工事が完了し、旧新治村の区域を含む全市の一般廃棄物の処理が可能となったことから、同日同組合から脱退するものです。

### 2. 組合の解散及び解体費用等の負担

土浦市脱退後、令和2年度以降、新治地方広域事務組合はかすみがうら市、石岡市の2市で運営されますが、2市の一般廃棄物の処理が、令和3年度から霞台厚生施設組合新広域ごみ処理施設に移行するため、令和3年3月31日をもって組合を解散する予定です。

令和3年4月1日以降に実施する施設解体に係る債務の負担及び特定廃棄物の処分、汚染負荷量賦課金等、責任を負う事項について、3市において協定を締結します。

### 3. 施設解体工事に係る債務の負担について

(1) 解体対象施設 老人福祉センター、環境クリーンセンター、井水送水管

(2) 解体工事費用総見込額 1,611,700 千円

年度	金額	内容
令和2年度	18,400 千円	解体工事実施設計、測量
令和3年度	683,500 千円	解体工事、工事監理業務、特定廃棄物保管庫建設、事務費、人件費
令和4年度	909,800 千円	解体工事、工事監理業務、事務費、人件費

(3) かすみがうら市負担見込額 850,133 千円

組合分担金条例に定める建設債の割合により負担します。

費目	割合	金額 (かすみがうら市負担分)
民生	均等割 20%	60,773 千円 (対象額の約 54%)
	人口割 80%	
衛生	均等割 50%	789,360 千円 (対象額の約 53%)
	人口割 50%	

- ・均等割：かすみがうら市 2/4, 石岡市 1/4, 土浦市 1/4
- ・解体工事費用の一部は除却債を充当するため、償還は令和 13 年度までとなります。

#### 4. 議案について

土浦市が新治地方広域事務組合から脱退するため、「新治地方広域事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び新治地方広域事務組合規約の変更について」を令和元年第 4 回定例会に提案するものです。

土浦市の脱退に伴う新治地方広域事務組合  
事務事業に関する協定書（案）

かすみがうら市  
石 岡 市  
土 浦 市

かすみがうら市、石岡市、土浦市（以下「3市」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、令和2年3月31日をもって、新治地方広域事務組合（以下「組合」という。）から土浦市が脱退することに伴い、次のとおり協定を締結する。

（財産処分）

第1 組合の財産は、土浦市の脱退にかかわらず、組合に帰属させる。組合解散にあたっては、その財産をかすみがうら市が承継する。

第2 かすみがうら市は、組合の解散にあたり、売却可能な財産については売却し、解体費用等に充当する。

第3 老人福祉センター用地、環境クリーンセンター用地及び関連用地については、承継に伴ってかすみがうら市に帰属するものとし、帰属後は速やかに売却し、その財産処分収入を解体費用等に充当する。また、その間の管理費用については、3市で負担するものとする。ただし、売却が困難な場合は、別途3市で協議を行う。

第4 令和元年度決算剰余金については、民生分担金、衛生分担金のそれぞれの割合により3市に分配するものとする。

（職員）

第5 土浦市は、組合において環境クリーンセンターの運営のために採用した職員について、平成17年11月14日に締結した新治地方広域事務組合職員の身分取扱いに関する協定書に基づき、令和2年4月1日に職員として採用する。

（最終処分場及び特定廃棄物）

第6 土浦市は組合からの脱退後も、これまで組合から搬出した廃棄物について排出者として応分の責任を負う。

第7 土浦市は組合からの脱退後も、組合内に存する、平成23年3月の東京電力福島第一原子力発電所の事故の影響により発生した特定廃棄物について応分の責任を負う。

（汚染負荷量賦課金）

第8 土浦市は組合からの脱退後も、公害健康被害の補償等に関する法律（昭和48年法律第111号）に基づく汚染負荷量賦課金について応分の納付の義務を負う。なお、負担割合は、均等割10%、人口割90%とする。（土浦市は、現在分と過去分のうち、脱退後に係る現在分については負担しないものとする。）ただし、千円未満の端数分については、かすみがうら市が負担するものとする。（均等割はかすみがうら市が2/4、石岡市が1/4、土浦市が1/4の割合で負担するものとする。人口割は令和元年9月30日の3市の人口により算出する。ただし、石岡市の人口は旧八郷町の区域、土浦市の人口は旧新治村の区域に限るものとする。）

（解体に係る債務負担）

第9 土浦市は令和3年4月1日（解散の翌日）以降に実施する老人福祉センター、環境クリーンセンター及び関連施設の解体に係る債務（人件費等を含む）について負担する。なお、その負担割合は、民生 均等割20%、人口

割80%、衛生 均等割50%、人口割50%とする。ただし、千円未満の端数分については、かすみがうら市が負担するものとする。(均等割はかすみ  
がうら市が2/4、石岡市が1/4、土浦市が1/4の割合で負担するもの  
とする。人口割は令和元年9月30日の3市の人口により算出する。ただし、  
石岡市の人口は旧八郷町の区域、土浦市の人口は旧新治村の区域に限るもの  
とする。)

(解体の完了時期)

第10 組合施設解体については令和5年3月31日までに完了する。なお、  
完了時期を変更する場合は、別途3市で協議を行う。

(連絡協議会の設置)

第11 組合を運営したことに伴う様々な課題に対応するための協議、検討の  
機関として、3市で新治地方広域事務組合事務連絡協議会を設置する。

(疑義等の決定)

第12 この協定書に定めのない事項、または、この協定書に関し疑義が生じ  
た場合は、3市が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、3市記名押印のうえ各1  
通を保有する。

令和 元年 月 日

かすみがうら市上土田461番地

かすみがうら市長 坪井 透

石岡市石岡一丁目1番地1

石岡市長 今泉 文彦

土浦市大和町9番1号

土浦市長 中川 清

かすみがうら市，石岡市における  
新治地方広域事務組合事務事業に関する協定書  
(案)

かすみがうら市  
石岡市

かすみがうら市、石岡市（以下「2市」という。）は、新治地方広域事務組合（以下「組合」という。）に関し、平成21年12月28日に締結した「かすみがうら市、石岡市、土浦市における新治地方広域事務組合事務事業に関する協定書」の期間満了並びに石岡市、小美玉市、かすみがうら市及び茨城町が設置する霞台厚生施設組合新広域ごみ処理施設の稼動（以下「霞台新施設の稼動」という。）に伴い解散することになり、解散するまでの令和2年度の組合事務事業及び令和3年度以降の解散後の必要な事項について、ここに新たに協定を締結する。

また、2市及び土浦市により令和 年 月 日に締結した「土浦市の脱退に伴う新治地方広域事務組合事務事業に関する協定書」（以下「3市協定書」という。）により令和2年3月31日をもって土浦市が組合を脱退し、解散後の必要な事項についても協定を締結しているため、本協定において準用する。

#### （新治地方広域事務組合運営）

- 第 1 組合は、環境クリーンセンターを解散の日まで運営する。
- 第 2 組合は、老人福祉センターを解散の日まで運営する。
- 第 3 組合は、霞台新施設の稼動に伴い、令和3年3月31日で解散する。

#### （職員）

第 4 組合で採用した職員については、組合が解散する場合には、次の当該職員を各市の職員として身分を保証するものとする。また、給与・等級の任用職員の職格付け及び給与の支給に当たっては、他の職員との均衡に比して当該職員が不利にならないように配慮する。

（1）かすみがうら市は、平成27年4月15日に締結した新治地方広域事務組合職員の身分取扱いに関する協定書に基づき、解散の日の翌日に職員を採用するものとする。

（2）石岡市は、平成17年9月21日に締結した新治地方広域事務組合職員の身分取扱いに関する協定書に基づき、解散の日の翌日に職員を採用するものとする。

#### （財産処分）

第 5 かすみがうら市は、組合の解散にあたり、老人福祉センター、環境クリーンセンター及び関連施設並びに工作物、物品、備品及び消耗品等を承継する。

第 6 かすみがうら市は、組合の解散にあたり、工作物、物品及び備品等を売却できる場合は売却し解体費用等に充当する。

第 7 老人福祉センター用地，環境クリーンセンター用地及び関連用地については，承継に伴ってかすみがうら市に帰属するものとし，帰属後は速やかに売却し，その財産処分収入を解体費用等に充当する。また，その間の管理費用については，3市協定書で定めるとおり，土浦市を含む3市で負担するものとする。ただし，売却が困難な場合は，別途その3市で協議を行う。

(最終処分場及び特定廃棄物について)

第 8 2市は，組合の解散後についても，これまで組合から搬出した廃棄物について責任を負うものとする。

第 9 2市は，組合の解散後についても，令和2年3月31日に組合内に存する平成23年3月の東京電力福島第一原子力発電所の事故の影響により発生した特定廃棄物について責任及び債務を負うものとする。

(汚染負荷量賦課金について)

第 10 2市は，組合の解散後についても，公害健康被害の補償等に関する法律（昭和48年法律第111号）に基づく汚染負荷量賦課金について応分の納付の義務を負う。ただし，負担金は3市協定書において土浦市が負担するとしている応分を除き2市で費用負担するものとし，負担割合は均等割10%，人口割90%とする。ただし，千円未満の端数分については，かすみがうら市が負担するものとする。（土浦市脱退後に係る現在分について，均等割はかすみがうら市が2/3，石岡市が1/3で負担するものとし，人口割は令和元年9月30日の2市の人口により算出する。ただし，石岡市の人口は旧八郷町の区域に限るものとする。過去分について，均等割はかすみがうら市が2/4，石岡市が1/4，土浦市が3市協定書において負担するとしている応分の割合で負担するものとし，人口割は令和元年9月30日の土浦市を含む3市の人口により算出する。ただし，石岡市の人口は旧八郷町の区域，土浦市の人口は旧新治村の区域に限るものとする。）

(土浦市脱退後の令和2年度の組合運営に係る分担金について)

第 11 2市は，土浦市脱退後の令和2年度の組合運営に係る責務について分担金として負担する。なお，その負担割合は，民生 均等割20%，人口割80%，衛生 均等割10%，人口割90%とする。（均等割はかすみがうら市が2/3，石岡市が1/3で負担するものとする。人口割は令和元年9月30日の2市の人口により算出する。ただし，石岡市の人口は旧八郷町の区域に限るものとする。）

(承継事務)

第 12 かすみがうら市は、組合の解散後の次の事務を承継する。

- (1) 組合の令和 2 年度の出納整理及び精算分について、令和 3 年度予算に計上する。
- (2) かすみがうら市が組合の令和 2 年度決算を調製し、2 市各々で決算認定を受ける。
- (3) かすみがうら市は、組合の令和 2 年度決算剰余金を令和 3 年度に収入し、かすみがうら市及び石岡市の返還金をそれぞれ算出し、石岡市分を石岡市に返還する。なお、返還金の割合については、民生 均等割 20%、人口割 80%、衛生 均等割 10%、人口割 90%とする。(均等割はかすみがうら市が 2/3、石岡市が 1/3 で負担するものとする。人口割は令和元年 9 月 30 日の 2 市の人口により算出する。ただし、石岡市の人口は旧八郷町の区域に限るものとする。)
- (4) かすみがうら市は、組合の収入・支出及び財務・公会計・人事システムを引き継ぐものとする。
- (5) 組合の解散後の施設解体に係る工事等については、3 市協定書及び当協定書のとおり責任を負うものとし、かすみがうら市が 3 市を代表し、実施する。

(解体工事)

第 13 かすみがうら市は、老人福祉センター、環境クリーンセンター及び関連施設について、解散の翌日以降に解体する。

第 14 当該解体工事等に係る債務（解体工事等に係る人件費等を含む）については、3 市協定書において土浦市が負担するとしている応分を除き 2 市で費用負担するものとし、その負担割合は、民生 均等割 20%、人口割 80%、衛生 均等割 50%、人口割 50%とする。ただし、千円未満の端数分については、かすみがうら市が負担するものとする。(均等割はかすみがうら市が 2/4、石岡市が 1/4、土浦市が 3 市協定書において負担するとしている応分の割合で負担するものとし、人口割は令和元年 9 月 30 日の土浦市を含む 3 市の人口により算出する。ただし、石岡市の人口は旧八郷町の区域、土浦市の人口は旧新治村の区域に限るものとする。)

第 15 組合施設解体については令和 5 年 3 月 31 日までに完了する。なお、完了時期を変更する場合は、別途土浦市を含む 3 市で協議を行う。

(疑義の決定)

第 16 この協定書に定めのない事項，又はこの協定書に関し疑義が生じたときは，2市が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため，本書2通を作成し，それぞれが記名押印の上，各1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

かすみがうら市上土田461番地  
かすみがうら市長 坪井 透

石岡市石岡一丁目1番地1  
石岡市長 今泉 文彦